

地区計画

届出制度の手引

【広告物編】

届出制度の概要

地区計画の届出とは？

地区計画の届出制度とは、地区計画に定められたまちづくりのルールを守るため、皆さんが土地の区画形質の変更をしたり、建築物などの建築をしたり、建築物などの用途を変更するときに、確認申請などに先立ち、その設計内容などについて福岡市へ届出をしていただくものですが、**地区によっては広告物についても、届出が必要な場合があります。**この届出の内容と地区計画の内容との適合について、福岡市が事前に確認することにより、地区計画の実現を図って行きます。

届出が必要な行為とは？

地区計画のうち地区整備計画が定められている区域内では、次の事項に該当する行為は、**工事に着手される30日前までに**届出が必要です。届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると法律に基づき、罰せられます。なお、届出が不要の場合や協議だけで足りる場合もありますので、事前に都市計画課地区計画係（TEL092-711-4388）までお問い合わせください。

■届出が必要な行為

「地区整備計画区域内」で以下の行為を行う場合。

・ 工作物の建設	広告塔など、工作物の建設を行う場合。 * 建築確認申請(工作物)のいない工作物の建設も届出が必要です。 例) 建築物の壁面・屋根等に設置する看板・サインの取り付けや、建築物とは別に設置する独立看板など。
・ 建築物等の形態または意匠の変更	建築物の屋根、外壁などの、外から見える部分の形や、材料、色などについて制限が定められている区域内で、これらの変更をする場合。 例) 建築物の壁面・屋根等に直接貼り付ける広告物など。

□協議だけで足りる場合

- ・ 地区計画の制限内容が全て建築条例(※)で制限されている地区内での行為
 - ・ 地区整備計画区域外の行為（ご不明な場合はお問合せください）
- (※) 地区整備計画の建築物等に関する内容の一部を、建築基準法に基づく建築条例で定めている地区があります。

必要書類と協議時期

- 持参するもの : 「建築確認申請書（工作物）」及び「屋外広告物許可申請書」
→表紙裏に「協議済」の確認印を押します。
- 協議時期 : 各申請前

□届出が不要な場合

- ・ 屋内広告物の設置
- ・ 建築物又は工作物で仮設のものに設置する場合
- ・ 屋外広告物で表示面積 1 m²以下であり、かつ、高さが 3m 以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設。

届出書の書き方

工作物の建築を行う場合の記入例：赤字の記入及び赤枠のチェック願います。

様式第1号

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 2 年 4 月 1 日

福岡市長 様

集落地区は「集落地区計画」と書かれた別様式となります。

届出者住所 福岡市中央区天神一丁目8番1号

氏名 福岡 太郎

(電話番号) 092 - 711 - 4388

代理人住所 福岡市中央区大名二丁目5番31号

氏名 中央 次郎

(電話番号) 092 - 714 - ****

広告物は(2)もしくは(4)に該当します。

地区計画の名称(地区名)を記入

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1)土地の区画形質の変更
- (2)建築物の建築又は工作物の建設
- (3)建築物等の用途の変更
- (4)建築物等の形態又は意匠の変更
- (5)木材の伐採

を行う為、下記により届け出ます。

伊都土地区画整理

地区地区計画の区域内で

届出者・代理者共、捺印願います。
※本人による直筆の場合は捺印不要ですが、変更や修正を要する場合には、代理者本人による書直しが必要です。

記

1. 行為の場所 福岡市 西 区 西都一丁目△△番**号
2. 行為の着手予定日 令和 2 年 6 月 1 日
3. 行為の完了予定日 令和 2 年 10 月 1 日
4. 設計又は施行方法

届出日から30日以降に着手願います。

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積		m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設)		(新築・改築・増築・移転)	
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(i) 敷地面積			m ²	
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
	(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	(iv) 高さ地盤面から 9.800 m	(vi) 用途	広告塔		
(v) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積			m ²	
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積		m ²		

〈連絡先〉 氏名 中央 次郎 住所 福岡市中央区大名二丁目5番31号 中央設計(株) TEL 092-714-****

受付欄		決裁欄			
年月日	年月日	調印	捺印	係員	都市計画法第58条の2第1項に基づき、届出のあった地区計画に定められている地区計画に適合していると認められたので、別紙のとおり、適合通知書を発行してよろしいか
第 号	年月日決裁	(記入しないこと)			適合通知書交付の際に連絡します。
	年月日施行				

※ 枠内は記入しないで下さい。

届出に必要な書類

※届出書の様式はホームページからもダウンロードできます。
市HP→市政全般→交通・道路・都市整備→都市計画・都市交通→地区計画の届出

●届出書・・・1部

●添付図書・・・2部（1部は適合通知書に添付してお返しします）

◆添付図書（下記の中から届出の内容に応じて作成してください）

- (1) 位置図（航空写真図など）
- (2) 配置図：敷地内における建築物または工作物の位置が記載された図面。
- (3) 立面図：二面以上の建築物または工作物の立面図で、着色または色彩（色名・マンセル値等）が記載されたもの。（可能な場合はカラーパースも添付）

注意)

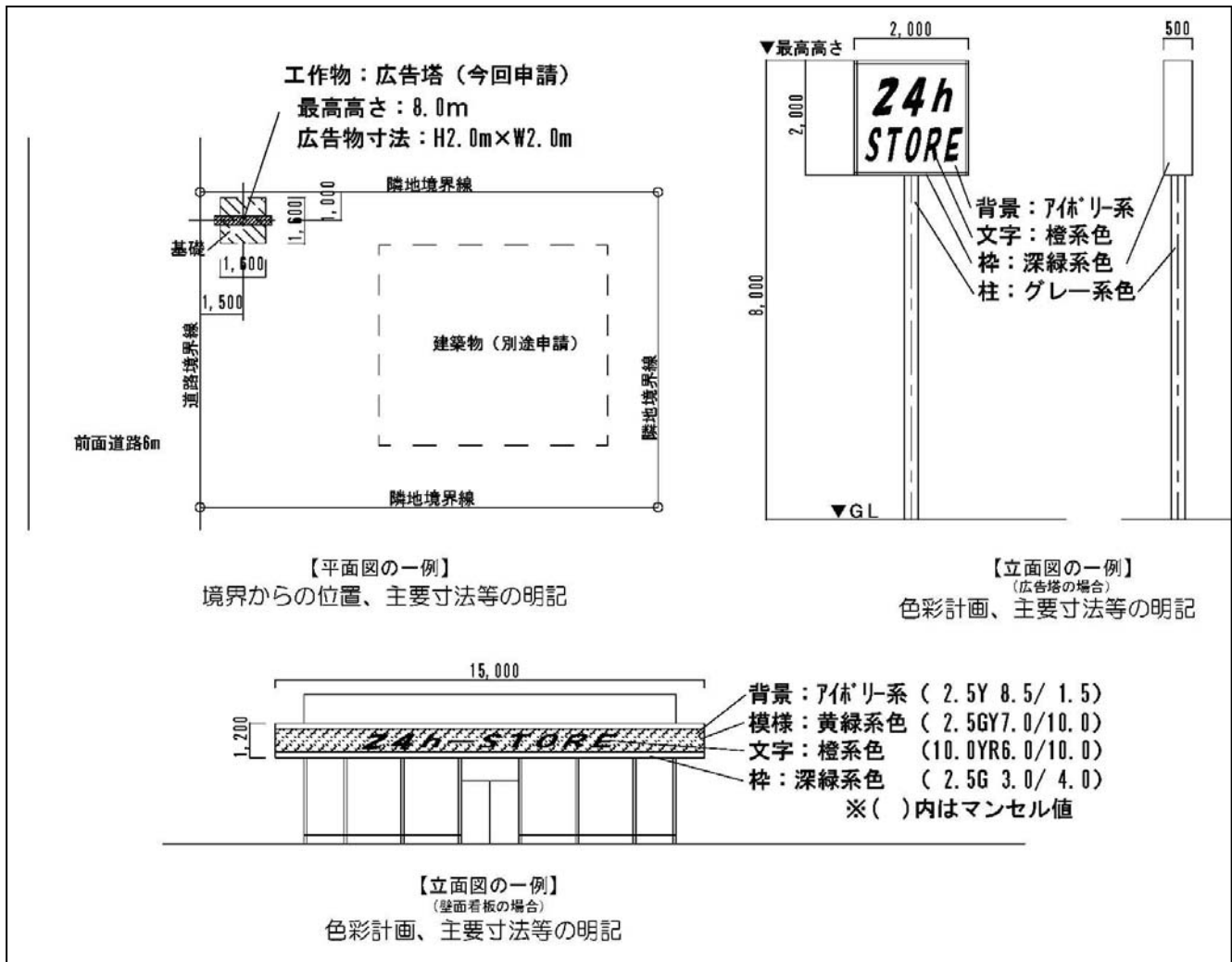
- ① 届出書記載の数量(高さ等)が図面で確認できるようにしてください。
- ② 地区施設がある場合は、それらを配置図に明示してください。また、既存の道路、水路など公共施設の幅員や位置関係がよくわかるように表示してください。
- ③ 届出者が建築主と異なる場合は、その届出者の氏名、連絡先が分かるように届出書に記入してください。（名刺の添付なども可）
- ④ 図面の縮尺は問いません。（届出の内容が確認できるもの）



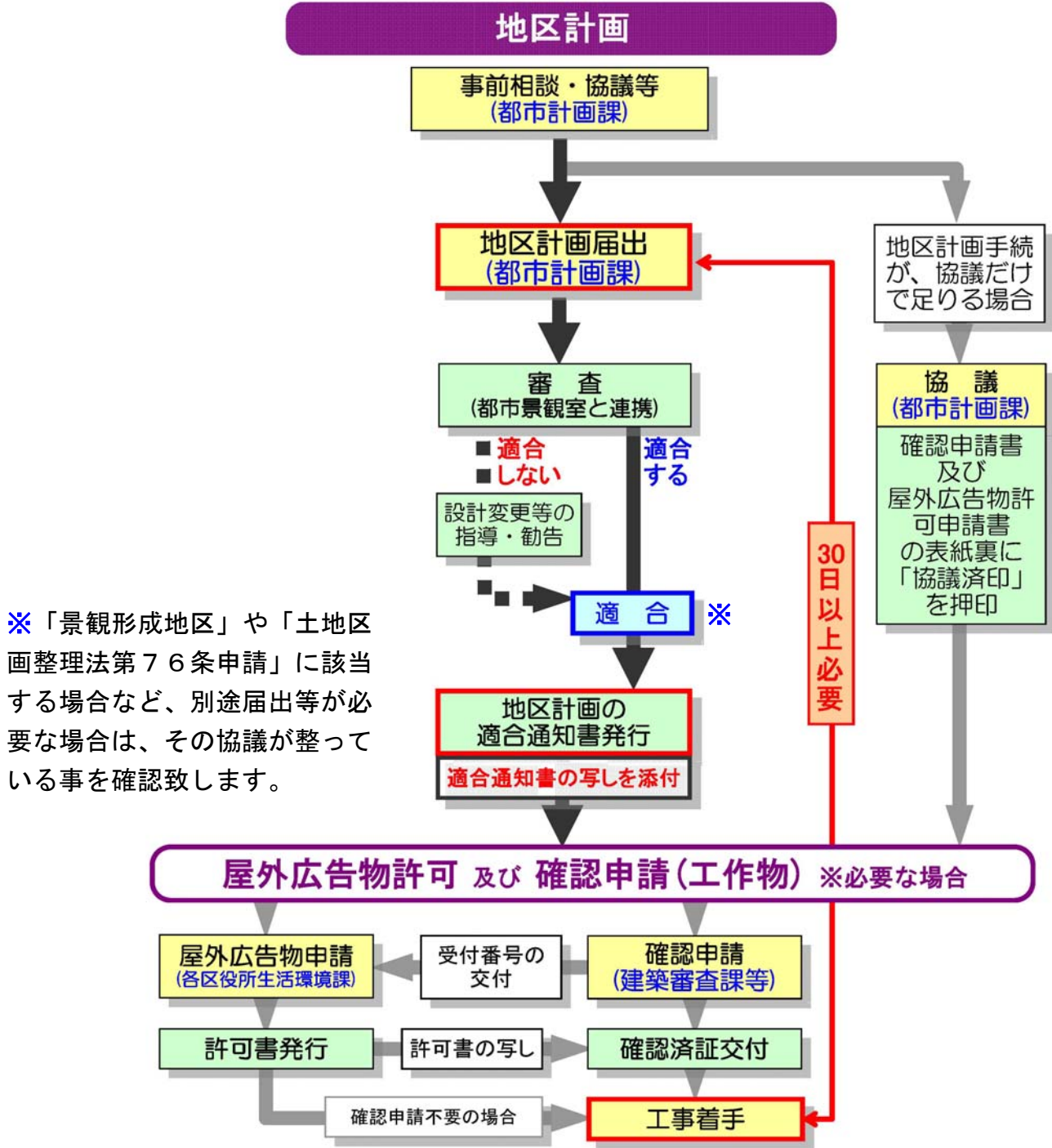
●届出書の体裁・・・●サイズ：A4（図面もA4に折る）

●とじ方：左とじでホッチキス止め

●添付図面の一例（下図参照）



届出制度の流れ



※「景観形成地区」や「土地区画整理法第76条申請」に該当する場合など、別途届出等が必要な場合は、その協議が整っている事を確認致します。

福岡市の都市計画について

- 福岡市都市計画のホームページでは、本市の都市計画の概要や都市計画マスタープランなどを掲載しております。
- また、用途地域等の閲覧システムや地区計画の決定内容なども公開しておりますので、是非、ご活用ください。

福岡市都市計画

検索 クリック

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/toshi_top.html



福岡市住宅都市局 都市計画部
都市計画課 地区計画係

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL 092-711-4388 FAX 092-733-5590
E-mail: toshikeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp